

青 整 企 第 5 0 号
平成29年 5月 22日

一般社団法人青森県建設業協会会長 殿

青森県県土整備部
整備企画課長
(公 印 省 略)

「週休2日確保モデル工事」実施について(通知)

日頃より、県土整備行政の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

当部では、建設産業における生産性の向上や、建設業の魅力向上等の取組みを実施しているところ です。

この度、青森県県土整備部「週休2日確保モデル工事」実施について下記のとおり試行方針を定め、運用することとしたのでお知らせします。つきましては、貴協会員への周知をよろしくお願 いします。

記

試行方針：別紙 県土整備部「週休2日確保モデル工事」実施についてのとおり

適用月日：平成29年6月1日以降適用

担 当

整備企画課 技術管理グループ 渋谷

Mail: shimpei_shibutani@pref.aomori.lg.jp

Tel: 017-734-9645 (内 6682)

Fax: 017-734-8184

青森県県土整備部「週休2日確保モデル工事」実施について

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、そのためには建設現場における「週休2日」の確保が課題となっています。

青森県では、建設現場における将来的な「週休2日」の確保に向けて、現場における現状の課題を把握するために「週休2日確保モデル工事」(以下「試行工事」という。)を実施します。試行にあたっては、次のことに留意して実施するようよろしくお願いいたします。

試行工事の概要

- (1) 対象工事：県土整備部発注工事から各地域県民局地域整備部が選定(今後の調査のため、選定した工事について、別添様式によりとりまとめをお願いします。)
- (2) 試行方法：受注者からの希望により実施
- (3) 実施時期：平成29年6月1日以降指名通知又は入札公告する建設工事を対象とし、別紙2のとおり特記仕様書に記載します。なお、既に発注済みの工事においても受注者からの希望があれば試行工事とすることができるものとします。
- (4) 対象としない工事：試行工事实施のために繰越が発生する工事。(単年度工事のみ対象とします。)
- (5) 費用：週休2日確保のために発生する費用は受注者の負担とします。
- (6) 週休2日確保の定義：一週間のうち、2日間(土・日曜日でなくても可とする。)以上の休工期(現場閉所日)の確保を原則とし、工程上の都合等やむを得ない場合は、監督員との協議により4週間のうち8日間の休工期(現場閉所日)を確保することをいいます。
- (7) 実施内容

施工計画書への記載

受注者は、工事着手日までに「週休2日」を考慮した工程を検討し、休工期が確認できるように施工計画書に記載するとともに、「週休2日」を確保するために必要な工期及び工程について発注者と協議しなければならないものとします。なお、受注者の工期及び工程検討、発注者の工期及び工程確認においては、別紙4「適切な工期設定の考え方」を参考として良いものとします。

休工期確保状況の報告

受注者は、休工期の確保が確認できるように工程表に記載し、毎月一回、工事履行報告書とともに発注者に提出しなければならないものとします。

発注者の注意点

発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成等を含め休工期の作業が生

じるような指示を行ってはならないものとします。

工事変更契約について

工事変更契約については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとしますが、加えて以下のように取り扱います。

ア 当初発注時点の想定工期までに工事の施工内容に変更が生じた場合、施工内容に応じた変更に加え、週休2日確保の実施状況を工事日報等により確認し、実施されていた場合は工期及び現場管理費の冬期補正の変更に応じるものとします。

イ 当初発注時点の想定工期までに工事の施工内容に変更が生じなかった場合、週休2日確保の実施状況を工事日報等により確認し、実施されていた場合は工期及び現場管理費の冬期補正の変更に応じるものとします。

ウ 週休2日の実施が確認できない場合は工期及び現場管理費の冬期補正の変更に応じないものとします。

休工日が確保されなかった場合の減点等

受注者が週休2日を実施出来なかった場合の工事成績評価における減点等を行わないものとします。

休工日の確保が確認された工事の工事成績評価

発注者は工事成績評価において、受注者の休日の確保及び適切・計画的な工程管理等を適切に評価するものとします。

(8) 試行工事の検証：試行工事における状況把握、課題や問題点の抽出を目的とし、工事中(発注者)及び工事完成後(受発注者)にアンケート調査等を実施しますのでご協力をお願いいたします。

青森県県土整備部発注工事における「週休2日確保モデル工事」に関する特記事項

本工事では、受注者が「週休2日確保モデル工事」(以下、試行工事という)を希望した場合に、受注者発議による協議(別紙3:協議書案参照)により、「週休2日」を確保するために必要な工期及び施工計画について発注者に対し協議を行うことが出来る。

第1 「週休2日」の定義

本試行工事における「週休2日」とは、一週間のうち、2日間(土・日曜日でも可とする。)以上の休工日(現場閉所日)の確保を原則とし、工程上の都合等やむを得ない場合は、監督員との協議により4週間のうち8日間の休工日(現場閉所日)を確保することをいう。

第2 監督員による実施状況の確認について

監督員は、当初発注時点の想定工期までに少なくとも1回、加えて完成時に工事日報等により週休2日確保の実施状況の確認を行うものとする。

第3 工事変更契約について

工事変更契約については、特記仕様書第3条に定めるとおりとするが、加えて以下の通り取り扱う。

- (1)当初発注時点の想定工期までに工事の施工内容に変更が生じた場合、施工内容に応じた変更に加え、週休2日確保の実施状況を工事日報等により確認し、実施されていた場合は工期及び現場管理費の冬期補正の変更に応じるものとする。
- (2)当初発注時点の想定工期までに工事の施工内容に変更が生じなかった場合、週休2日確保の実施状況を工事日報等により確認し、実施されていた場合は工期及び現場管理費の冬期補正の変更に応じるものとする。
- (3)週休2日の実施が確認できない場合は工期及び現場管理費の冬期補正の変更に応じないものとする。

第4 その他について

- (1)受注者は、工事着手日までに「週休2日」を考慮した工程を検討し、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について発注者と協議しなければならないものとする。
- (2)受注者は、休工日の確保が確認できるように工程表に記載し、毎月一回、工事履行報告書とともに発注者に提出しなければならないものとする。
- (3)受注者は、発注者が行うアンケート等調査に協力するものとする。
- (4)受注者が週休2日を実施出来なかった場合の工事成績評価における減点等は行わないものとする。
- (5)発注者は工事成績評価において、受注者の休日の確保及び適切・計画的な工程管理等を適切に評価するものとする。

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾
	<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 届出	<input type="checkbox"/> その他 ()
工事番号	受注者名			
工事名				
<p>(内容)</p> <p>本工事特記仕様書「週休2日確保モデル工事」に関する記載内容に基づき、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう協議する。</p> <p>1) 設計変更内容 「県土整備部発注工事における「週休2日確保モデル工事」に関する特記仕様書」に基づき、週休2日モデル工事を実施する。</p> <p>2) 週休2日を確保した施工計画 別紙施工計画書のとおり。</p> <p style="text-align: center;">添付図 葉、その他添付図書</p>				
処理	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。		
		<input type="checkbox"/> その他	}	
		上記のとおり施工すること。但し、週休2日が確保されているか施工途中で確認する。		
		平成 年 月 日		
回答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。		
		<input type="checkbox"/> その他	}	
		平成 年 月 日		

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員

現場代理人	主任(監理)技術者

ただし、現場技術員には、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限はない。

土木工事における適切な工期設定の考え方

1. 工期設定

(1) 用語の定義

【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

「土木工事共通仕様書（工事着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

【不稼働日】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数をいう。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

【雨休率】

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

< 参考 >

【全体工期（＝契約期間）】

余裕期間と工期を合わせた期間をいう。

【余裕期間】

契約ごとに、60日を超えず、かつ、12月末日を超えない範囲内で期間を設定。

期間内は、工事に着手してはならない期間であり、受注者は監理技術者・現場代理人等の配置が不要である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行う事が出来る。

(2) 工期の設定

準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定することとする。

以下に記載がない工種区分については、最低30日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事(修繕)	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝等工事	80日
海岸工事	40日	トンネル工事	80日
道路改良工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
鋼橋架設工事	90日	道路維持工事	50日
PC橋工事	70日	河川維持工事	30日
橋梁保全工事	60日	電線共同溝工事	90日
舗装工事(新設)	50日		

通年維持工事は除く

施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、土木工事標準積算基準書に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ(pt)数は基本1ptで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

雨休率

休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。(暴風当の気象における地域の実情を考慮してもよい)

休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5カ年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。

休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

降雨降雪日は、地域による気象の差があることから、地域毎に設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.67」を使用して算出して良いこととする。

「0.67」:平成9年調査結果より算出

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法

例:不稼働日数 = 施工に必要な実日数(100日) × 雨休率 0.67
= 67日

その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ. 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

ウ. その他

上記ア.イ.以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

通年維持工事は除く

工期設定日数の確認

上記（2）～（5）により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類似工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の - 10% 以上乖離した場合に確認する）

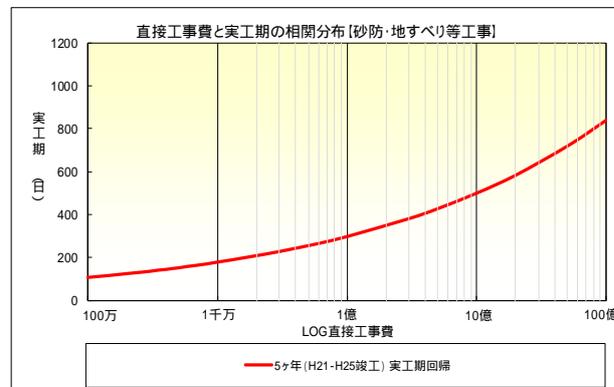
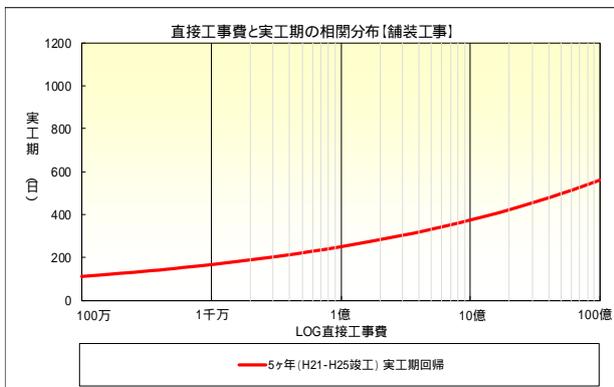
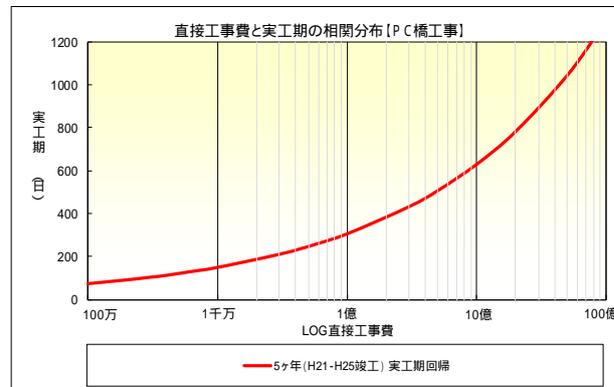
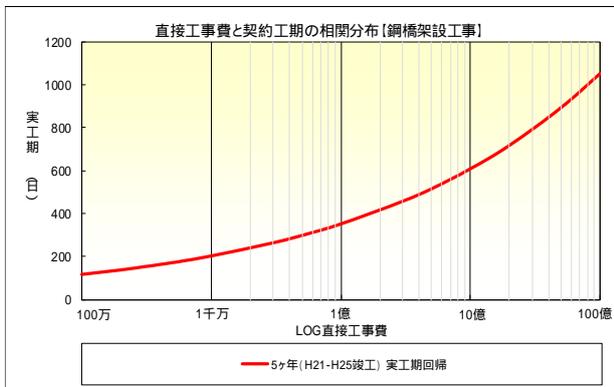
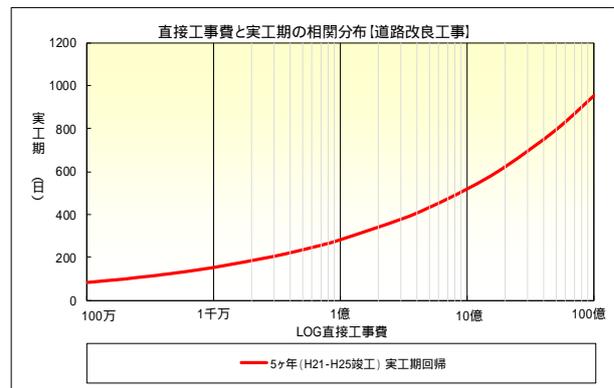
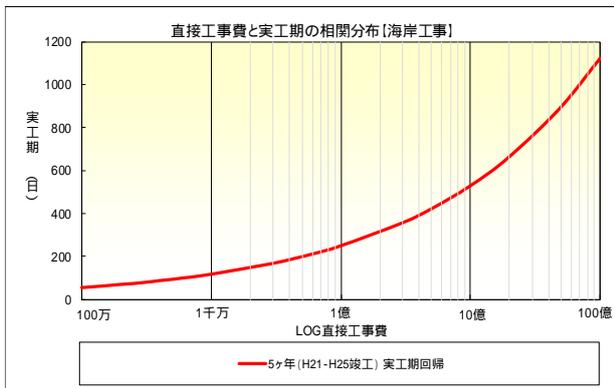
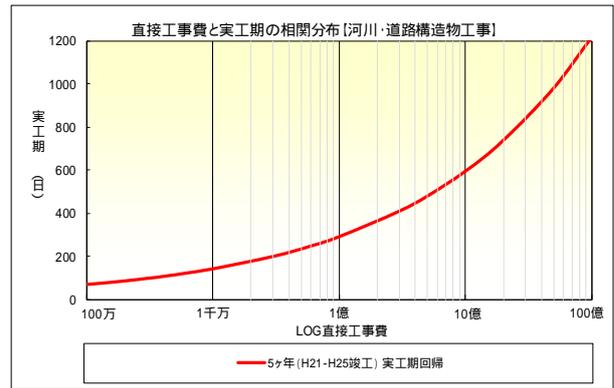
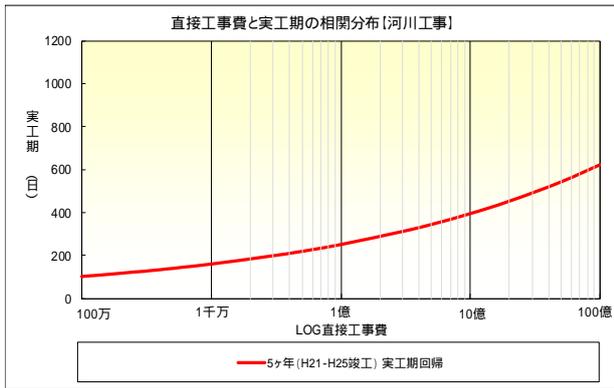
参考1に国土交通省発注各工種の過去5年間の工事費と工期の関係と算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考に確認すると良い。

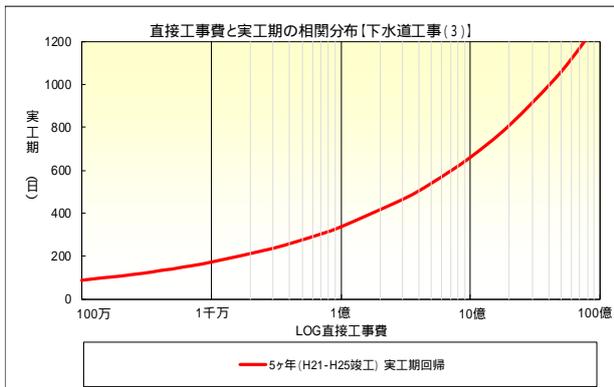
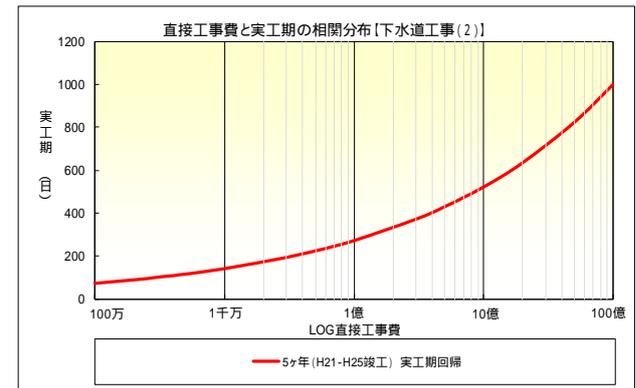
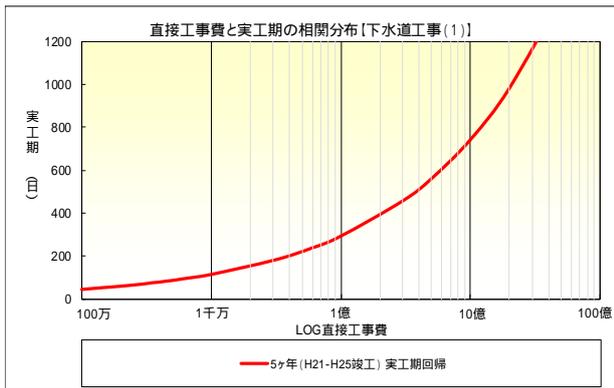
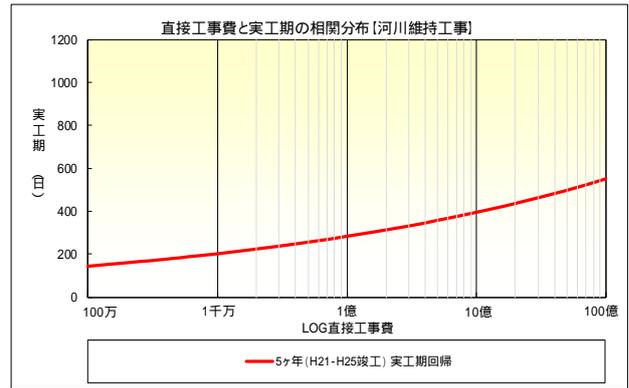
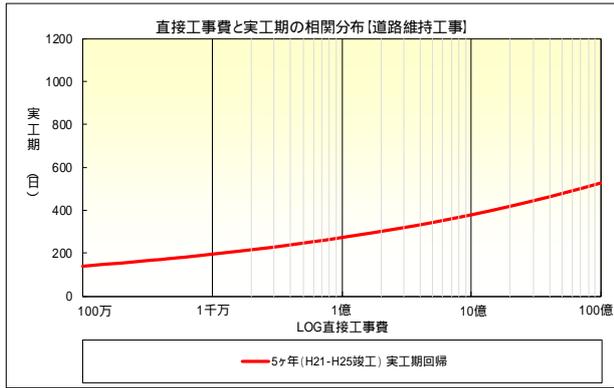
ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示することとする。

例	：	・ 工事の性格、地域の実情、自然条件等で日数を見込んだ場合 ・ その他、特記すべき事項がある場合
---	---	---





【標準工期試算式(参考値)】

$$T = A \times P^b$$

T : 工期、

P : 直接工事費、

A、b : 係数(右表による)

工種	A	b
河川工事	6.5	0.1981
河川・道路構造物工事	1.0	0.3102
海岸工事	0.6	0.3265
道路改良工事	2.2	0.2637
鋼橋架設工事	4.5	0.2373
P C 橋工事	0.9	0.3154
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道1工事	0.2	0.4044
下水道2工事	1.5	0.2817
下水道3工事	1.5	0.2934